

指定医療機関オンライン申請Q&A 最終更新日: 令和5年2月1日

No.	質問種別	Q	A
1	申請全般	紙での申請は可能か。	令和5年2月1日以降、原則オンラインでのみ申請を受け付けます。インターネットが使用できないなど特段の事情がある場合は、疾病対策課まで御連絡ください。 電話番号:048-830-3491
2	申請全般	事業者ポータルが操作できない。	操作環境が推奨されている環境ではない可能性があります。 下記操作環境のいずれかで操作を行ってください。 Google Chrome: 最新バージョンから2つ前のリリースバージョンまで Microsoft Edge: 最新バージョンから2つ前のリリースバージョンまで Firefox: 最新バージョンから2つ前のリリースバージョンまで Safari: Safari 12.0以降 ※Internet Explorerでは操作が不可能です。ご注意ください。
3	事業者登録	事業者ポータルのログインパスワード・ユーザー名を紛失した。	埼玉県ホームページ「難病指定医療機関について」の、「ユーザー名・パスワードを忘れてしまった場合」を御確認ください。
4	事業者登録	事業者情報の「個人の場合」とは何を指すのか。	本オンラインシステムは、難病指定医療機関以外の手続も対象としております。難病指定医療機関の手続においては、事業者登録の際に「個人の場合」を選択することは想定しておりません。
5	辞退申出・新規申請	医療機関コードが変更される場合はどの手続をすればよいのか。	まず、旧医療機関コードで辞退申出をしてください。 次に、新しい医療機関コードが関東厚生局から付番され次第、新規申請を行ってください。
6	更新申請・変更届出	更新申請時に変更事項があることに気が付いた。	変更届出の手続を必ず先に行ってください。 変更届出が承認されると、承認通知メールが届きますので、メールが届き次第、更新申請を行ってください。
7	新規申請	医療機関コードが付番されていないが、申請は可能か。	医療機関コードが必須の入力項目となるため、医療機関コードが関東厚生局より付番され次第、申請手続を行ってください。
8	その他	臨床調査個人票のオンライン化と関係はあるのか。	臨床調査個人票のオンライン化と、難病指定医療機関の手続のオンライン化に関係性はございません。